

初めに、依然として新型コロナウイルスの感染が続く中で、ウイルスに罹患し残念ながらお亡くなりになりました方々に、心からお悔やみを申し上げます。また、現在治療を受けられている方々にお見舞いを申し上げますとともに、1日も早いご回復をお祈り申し上げます。そして、市民の皆様の命を守るために、医療現場の最前線で尽力されている医療関係者の皆様に、敬意を表するとともに深く感謝を申し上げます。今後の1日も早い終息を目指し、議会と行政が一丸となり、スピード感を持って必要となる支援に取り組んで参ります。

## 1 健康福祉局の予算について

(1) 新型コロナウイルス感染症については、昨年2月にダイヤモンド・プリンセス号が横浜港に着岸して以降、1年余が経過しました。

この間、横浜市では今年度に5回もの補正予算編成を行い、市民の安全と医療提供体制を守るため、全力で様々な取組を進めてきました。

しかし、感染の影響は長期化し、厳しい状況が続く中にあるのは、今後も様々な対応策を講じていくことが必要だと考えます。

特に、福祉・保健分野においては、高齢者や障害者など支援が必要な方への対応も引き続き求められます。

また、新型コロナの影響により税収が落ち込み、財政状況が厳しい中での予算編成となり、これまで以上に事業の取捨選択を迫られる難しい決断もあったものと思いますが、令和3年度予算編成案についての所感について伺います。

## 2 新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 新型コロナウイルスという未知のウイルスに対し、この1年間、医療機関関係者とともに、最前線で対応にあたられてきた保健所職員に、改めて感謝申し上げます。

客船の寄港以来、国や県と協力し、市民のため、様々な横浜市として取り

組まれてきたことと思いますが、緊急事態宣言下にあっては県が主導的役割を担うことから、そうした市独自の取組は市民へ伝わりにくいのではないかと思います。

そこで、健康福祉局として、この1年間の新型コロナウイルス感染症対策を振り返って、市の取組を踏まえた所感を伺います。

(2) 昨春、コロナ対策の初期においては、大きな課題の一つはPCR検査であったろうと思います。帰国者・接触者外来など限られた医療機関でのみPCR検査を実施していたため、症状がありながら、検査を受けることができない人が多数いる状況が報道されるなどその拡充が争点でした。

しかし、唾液による検査や抗原検査など、検査方法も日進月歩で順次拡大され、身近な医療機関でコロナの検査が可能となっているほか、医療機関以外でもドライブスルー方式簡易検体採取所の開設が進み、現在では検査が受けられないといった苦情はほとんど聞かなくなりました。

さらに、高齢者や障害者施設、学校や医療機関など、Y-A-E-I-Tによるクラスター対策や国の指導による社会的調査も一部福祉施設で実施されています。

検査体制は充足されてきたといえる現在、次に注力すべきは、感染しない、感染させない、といった予防策の徹底だと考えます。

そこで、今後の市民に向けた感染症予防の徹底について、どのように取り組んでいくのか伺います。

(3) 第2波、第3波と、感染者数も言わば高い山を登り、この7日には緊急事態宣言も解除される見通しです。

しかしながら、気の緩みが、爆発的感染を招く恐れが高いことは、これまでの例からも明らかです。

特に若年層などは重症化しないという意識が大勢を占めているせいもあってか予防を促すのは容易ではありません。

命の危険がなくとも、重大な後遺症や、親や祖父母などへ感染させてしまう危険性があることも訴えていく必要があります。感染が落ち着いてみえる今だからこそ、しっかりと予防策の徹底を講じる必要があると考えます。

最近では、内閣官房と栃木県が、無症状感染者を把握するためのモニタリング検査を、2月22日から宇都宮市内で実施しています。緊急事態宣言が解除された後の地域でも、モニタリング検査の実施に向けて調整が始まるのではないかと思います。

そこで、こうした取組をはじめとし、この先、緊急事態宣言解除後、感染再拡大を早期に探知し、早期対応につなげていくため、どのような取組を進めていくのか伺います。

必要な時に十分な体制が取れるように、万全の備えを行うためにも、事前にアンテナを張る方法を検討すべきだと思います。

### 3 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

- (1) 新型コロナウイルスのまん延防止のため、このたびのワクチン接種には大きな期待が集まっており、集団免疫を獲得しウイルスを克服するためには、一日も早い接種開始が待たれるところです。そこで、本市のワクチン接種に向けた準備状況について、伺います。
- (2) 本市は、基礎自治体として我が国最大の人口を擁しているため、当局のワクチン接種体制の確保には様々な苦労があると思います。そこで、ワクチン接種準備を進める上での課題について、伺います。
- (3) 今回の予防接種では短期間に多くの市民に接種を受けていただくことが求められており、大都市では必然的に集団接種が求められます。しかし、久しく行われていない集団接種を現実に滞りなく行うためには、入念な準備が必要であり、本市も他都市と同様、シミュレーションを3月上旬に行うと発表しました。そこで、シミュレーションをどのような観点で行い、実際の場面にどのように生かしていくのか、伺います。
- (4) 適正な接種回数を実施していく上で、集団接種と並び、重要な接種手法であるのが個別接種です。そのためには市内の各医療機関のご協力が欠かせません。そこで、個別接種について協力医療機関の状況と課題について伺います。

(5) 個別接種の核となる、地域の病院や診療所でのワクチン接種は、通常診療に加えてのご対応になり、通常の予防接種対応とは異なる様々な準備を整えるなど多大なご協力をお願いせざるを得ません。

今後、ワクチン接種を医療関係団体の皆様のご協力を得て円滑に進めるためには、病院や診療所が協力しやすいインセンティブの提供を、市として検討していくべきと考えますが、局長の見解を伺います。

(6) 今回のワクチン接種はすべての市民を対象にした前例のない取組であり、集団接種会場や医療従事者の確保、医療資器材の調達、コールセンターの設置など多岐に渡ります。特に、広報については、市民にワクチンや接種に関する情報を的確に伝え、安心して円滑に接種を受けるため重要な取組と考えます。ワクチンに関する情報や副反応などの事例は、今後の各接種会場の運営に有益な情報です。この情報を、国や県とも共有しながら、市民の皆様が安心できる接種環境につなげていく必要があります。そこで、ワクチン接種に関する情報を、国、県とどのように連携・共有し、今後どのように市民に周知していくのか、伺います。

(7) 先だって、4月に神奈川県に配布されるワクチンの量が発表されました。これによると、当初実施予定だった高齢者接種のために供給されるワクチンの数が、本市の65歳以上の高齢者数に比べて僅かな量しかないことがわかりました。これにより、施設接種を優先的に開始する方針が新たに発表されましたが、結果的に高齢者接種の開始が遅れることとなりました。そこで、高齢者接種の開始が全体的に遅れていることについての影響をどのように考えるか、伺います。

#### 4 特別養護老人ホームの整備について

(1) 団塊の世代が75歳以上となる2025年が近づいてきており、横浜市でも4人に1人が高齢者の時代が到来します。地域包括ケアシステムの理念のもと、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられる在宅サービスを基本としつつも、在宅生活の継続が困難な方にも対応した施設・住まいの確保が求められています。それをうけて、第7期横浜市高齢者保健福祉計画・

介護保険事業計画では、特別養護老人ホームについて、それまでの計画を倍増し、年間 600 人分、3 年間で 1800 人分を整備することとしていました。そこで、第 7 期計画における特別養護老人ホームの整備目標の達成状況について伺います。

- (2) 高齢者が認知症や要介護状態となり施設を利用することになったとしても、住み慣れた区の施設を希望される方が多いと考えられます。特別養護老人ホームの配置は区ごとにばらつきがあり、入所を待っていらっしゃる方の数も異なります。新たに特別養護老人ホームを整備するうえでは、地域偏在を解消するための取組が必要です。そこで、特別養護老人ホームの地域偏在を解消するための取組について伺います。

## 5 依存症対策について

- (1) 近年、国においても、依存症対策の基本法や基本計画が策定され、対策が進んできており、地方自治体にも様々な取組が求められています。本市では、今年度から、総合的な依存症対策のための地域支援計画の策定を進めています。多くの有識者や支援者、当事者等の意見を聞き、様々な調査を行うなど、コロナ禍においても立ち止まることなく着実に検討を進め、このたび計画素案が策定されました。地域支援計画が目指すねらいについて伺います。
- (2) 依存症の方の中には、生きづらさや孤独を抱えるなど、様々な背景がある場合もあると聞きました。そうした人たちに早期に正しい知識を届けること、早期に気づき支援していくことで、依存症の予防につなげていくことが重要です。依存症の予防や早期発見に向けた取組の方向性について伺います。
- (3) これまでも、依存症相談拠点であるこころの健康相談センターを中心に、普及啓発や相談等の依存症対策の取組が進められています。予防や早期発見・支援に向けては、依存症の啓発週間を中心に、広報よこはまや市営地下鉄等において、依存症の基礎知識や相談勧奨の普及啓発が重点的に行われています。計画の策定により、そうした取組がさらに進んでいくものと思いますが、今後の依存症の予防や早期発見・支援の具体的な取組について伺います。

(4) 素案には一次支援の予防に始まり、二次支援の早期発見・早期支援につながる取組、三次支援の回復支援まで、幅広いフェーズにおける支援の取組が記載されています。幅広く網羅的に取組が記載されていることは大変良いことですが、計画は策定するだけではなく、実際の実施を進めていかなければ意味がありません。これだけの支援の取組を切れ目なく進めていくためには、行政だけではなく、相応の推進体制が必要となってきます。地域支援計画をどのように推進していくのか伺います。

この地域支援計画の策定を契機として、総合的な依存症対策の施策をさらに推進していただきたいと思っております。そして、依存症に悩む本人や家族等への支援のさらなる充実につなげていただくことを要望します。

## 6 食の安全確保の推進について

(1) コロナ禍における二度の緊急事態宣言により、飲食店等では営業の自粛や営業時間短縮の影響を受け、経営が大変厳しいと聞いています。しかし、このような状況にあっても、食の安全確保の取組を欠かすことはできません。

この取組のためには、各店舗の食品衛生責任者は年に1回の衛生講習会を受講して、最新の食品衛生情報を身に付け、自主衛生管理に活かしていくことが重要です。コロナ禍で受講機会が減少すれば、必要な情報が得られなくなり、その結果、食中毒の発生が危惧されます。

本市には、自主衛生管理を推進する横浜市食品衛生協会がありますが、全国に先駆けて、会場に行かず衛生講習を受講できる、新たなeラーニング講習会の仕組みを作ったと伺いました。この仕組みは新型コロナの感染防止につながる大変有効な方法です。

そこで、コロナ禍でのeラーニングによる食品衛生責任者講習会の実施状況について伺います。

(2) また、平成30年に食品衛生法が15年ぶりに大きく改正され、令和3年6月からは新たに、食品事業者に対してHACCPによる衛生管理の導入が義務付けられます。このHACCPは、科学的根拠に基づき食中毒などの食品事故の発生を未然に防止するために行う、国際的に認められた優れた衛生管理の方法

です。今回の法改正では、飲食店などを含む原則全ての食品事業者が実施することになります。そこで、HACCP による衛生管理の導入支援の取組状況について伺います。

- (3) HACCP を実施するためには、店舗ごとに、取り扱う食品や業態に合わせて食中毒などの危害リスクを抑える衛生管理のための計画を作成し、その実施状況を記録するなどの作業が必要になります。

衛生管理が強化され、食の安全確保につながる一方で、これらの作業は、食品事業者にとっては作業に手間が増えるといった声を聞きます。特に小規模事業者の飲食店などには、大きな負担となるため、令和3年6月の法施行までに、いかに効果的に HACCP を導入させていくかが大きな課題です。

この課題に対応するためには、行政の取組だけではなく、日ごろから食品衛生責任者講習会を実施し、同じ業種間で事業者同士のつながりが強い横浜市食品衛生協会にも協力していただく必要があると思います。

そこで、小規模事業者に対して、「食の安全確保」の推進にどのように臨んでいくか、考え方を伺います。

飲食店などの多くは新型コロナの影響を大きく受けています。当局は食品事業者に寄り添い、衛生講習会の実施や、HACCP 導入推進にしっかり取り組み、市民の食の安全確保を推進するよう要望します。

## 7 敬老特別乗車証制度について

- (1) 敬老特別乗車証制度は、昭和49年の制度開始以来、高齢者の社会参加を支援する制度として多くの高齢者に利用されてきました。しかし、高齢化の進展に伴う利用者数の増加に伴い、市費負担・交通事業者負担ともに重くなり、今後も高齢化が進展していく中で、際限なく事業費が増大するような制度は、決して望ましいものとは言えません。令和2年1月に答申を受けた「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方検討専門分科会（以下、専門分科会という）」でも、制度を持続可能なものとするためには、利用実績の把握による透明性を確保したうえで、制度の見直しに取り組むべきとしています。本市では令

和 2 年度に I C 化等調査検討費用を予算計上し、I C 化等の技術的な課題整理と実現可能性について実証実験を行いました。その結果について伺います。

(2) 一口に I C 化といっても、様々な方式が検討の対象になります。横浜市は、敬老特別乗車証の I C 化等に向けたシステム開発費として、令和 3 年度から 4 年度の 2 か年にまたがり、合計で最大約 20 億円の費用を予定しています。多額の市費を投じる以上、利用者や交通事業者にとって最も良い仕組みとすることが求められます。今後、民間事業者から幅広く I C 化等に向けた提案を募りシステムの開発に着手するとのことですが、利用実績の把握だけでなく、今後の制度設計に対応可能なシステムとすべきと考えますが、見解を伺います。

(3) 現在、国では住民の利便性向上と行政運営の効率化等を目指し、行政のデジタル化を進めています。敬老特別乗車証の I C 化等を進めるにあたっては、今後の国の動向や交通事業者との対話を踏まえながら、時流に沿う形で I C 化等を進めるべきと考えますが、見解を伺います。

(4) また、専門分科会の答申では「交通事業者の過度な負担の軽減は最も重要な事項であり、改善は急務である」とされています。コロナ禍による外出控えに伴い、敬老特別乗車証の利用が減少したとしても、本制度において交通事業者の負担が大きくなっていることに変わりはありません。バス路線維持のためにも交通事業者の負担軽減に早急に取り組む必要がありますが、市としてどのような取組を行うのか伺います。

敬老特別乗車証制度を、高齢者の社会参加を支援する仕組みとして、長く市民に親しまれる制度となるよう、I C 化等にしっかり取り組み、正確な利用実績を把握したうえで、持続可能な制度とするための見直しの検討を行うよう要望します。

## 8 障害者の移動支援制度の拡充について

(1) 障害がある方が移動することについては、障害特性や社会環境によってさまざまな困難があり、かねてからわが党としても障害者の移動支援の充実に



ついて要望を行ってきました。今回、令和3年度予算案において新たに重度障害者への自動車燃料費助成が盛り込まれています。そこで、自動車燃料費助成制度の内容について伺います。

(2) 新たな制度が重度障害者にとって利用しやすいものとなるためには、当事者から意見を十分に聞くことが大事であると思います。そこで、自動車燃料費助成制度の新設に向けて、どのような検討を行ったのか伺います。

(3) 今回の予算案では、自動車燃料費助成制度の新設に加えて、現在の重度障害者へのタクシー料金助成の対象を、65歳以上で該当の身体障害者手帳を交付された方にも拡充するという、制度拡充策も盛り込まれています。そこで、重度障害者タクシー料金助成制度の拡充を行う理由について伺います。

(4) これまで、障害者の移動支援施策は障害者団体をはじめとして多くの要望があり、平成25年度には大きな制度改正も行われたと聞いています。重度の障害がある方にとっては、様々な障害特性や、社会的な環境によって必要とする移動支援策はさまざまであると思います。今回の制度改正については、これまでも、障害者団体からの要望を受けてきたものであり、障害者の社会参加を促進するという面から制度改正について評価いたします。そこで、今回の移動支援制度の拡充で期待される効果について伺います。

(5) 新たな制度については、対象になる方も相当数いらっしゃると思います。選択肢を広げて社会参加に資するという目的を満たすためには、制度をしっかり周知し、対象者が選択できるようにする必要があります。そこで、制度周知に向けた課題と対応について伺います。

地域で暮らす障害のある方が、外出する機会を増やし、自分らしい生活を送ることができる横浜市となることを期待しています。

## 9 障害者手帳のカード化推進事業について

(1) 障害者手帳は、紙様式であったものが、平成31年3月に厚生労働省令が改正され、カード様式が可能となりました。これは、障害当事者からの要望に、国が応えた法令の改正です。本市においても、当事者団体からカード化の要

望があり、今年1月からカード化への変更を希望する方からの申込を開始したところですが、カード化の実施に係る市の取組状況について伺います。

(2) 障害者手帳は、鉄道の障害者割引のみならず、有料道路通行や文化施設等の割引、日常生活の様々な場面で提示する機会が多いものです。本市では、令和3年6月からはカード様式の手帳使用が開始される予定と聞いていますが、カード様式の手帳について当事者から期待される効果について伺います。

(3) 昨年12月に閣議決定されたデジタルガバメント実行計画では、マイナンバーカードの普及促進とマイナンバーの利活用の一環として、各種免許、国家資格等のデジタル化推進が図られる予定です。福祉分野においてもマイナンバーを活用した情報連携が検討されています。デジタル化推進の動きを踏まえた障害者手帳の今後の展望について伺います。

「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」というデジタル社会のビジョンは、障害福祉施策においても重要です。障害者手帳の利便性向上に向けた取組を積極的に進めるとともに、デジタル化推進への着実な対応と効率的な運用が図られるようお願いします。

## 10 医療的ケア児・者等支援促進事業について

(1) 医療技術の進歩等を背景として医療的ケア児・者が増加しており、全国で約2万人の医療的ケア児がいます。本市では、成人期を迎えた人や、同様の困難さがある重症心身障害児者を含めた医療的ケア児・者等は、約1500人と推計されると聞いています。医療的ケアの内容や障害の状況はまちまちであり、必要な支援についての施策を進めるには、医療的ケア児・者等の生活を把握する必要があります。今回実施する実態調査はどのような取組か、伺います。

(2) 医療的ケアを必要とする人が地域で生活していくには、医療・福祉・教育など様々な分野にわたる支援の調整が必要です。本市は、総合調整を担う横

浜型医療的ケア児・者等コーディネーターを令和2年度から6人配置しています。一方、医療的ケアが必要な人たちに対応できる保育園や学校、福祉施設などの社会資源はまだまだ限られているのが現状です。そこで、医療的ケア児・者等の対応が可能な社会資源の拡大に向けた本市の取組を伺います。

現在、超党派による議員立法で、医療的ケア児支援法案を国会に提出する動きが進んでいます。これは、医療的ケアを必要とする人やそのご家族にとって悲願とも言えます。こういった動きを踏まえ、今まで以上に、ご本人・ご家族がこれまで抱えてきた苦労や不安を解消し、安心した生活を送れるよう、支援の充実に取り組んでいただくことに期待します。

## 11 障害児・者の歯科口腔保健の推進について

(1) 「歯科口腔保健の推進に関する条例」が平成31年4月に施行され、これまで以上に、市民や関係機関から、横浜市における歯科口腔保健の取組が大きく前進するのではないかと期待が高まっています。本条例においては、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージにおける取組のほか、障害児及び障害者の歯科口腔保健の推進が規定されていますが、特に、障害児・者に関しては自ら口腔ケアを行うことが困難な場合や摂食嚥下障害など、障害の特性や口腔機能の発達に応じた課題があると考えます。そこで、令和3年度に行う障害児・者の歯科保健推進モデル事業のねらいを伺います。

## 12 がん検診について

(1) 現在のコロナ禍において、市民の受診控えにより、がん検診の受診者数が大きく減少していると聞いています。がん検診は不要不急の検査ではなく、がんによって命を落とす方を減らすためにも、多くの市民に受診していただくことは、このコロナ禍においても大変重要だと考えます。そこで、昨年度同時期と比較した横浜市がん検診全体の受診者数について、直近までの実績値及び、コロナ禍における受診勧奨の取組について伺います。

(2) 乳がんや子宮頸がんについては、無料クーポン券の送付をはじめとした受

診勧奨の効果もあり、令和元年の国民生活基礎調査では、横浜市の受診率が目標である50%を超えています。しかし、これに満足することなく、更なる受診率の向上を目指して取組を行っていくことが、がんで亡くられる方や苦しむ方を減らすことにつながります。そのためには、現在行っているような啓発に加えて、受診しない方のニーズをつかむ必要があると考えます。今年度、受診の障害要因を調査するために、乳がん検診、子宮頸がん検診の対象者にアンケート調査を行ったと伺っていますが、その実施状況や現時点までに分かっている結果及び今後の取組について伺います。

コロナ禍においても多くの市民ががん検診を受診し、がんによって死亡する方が減少することを期待します。

### 13 横浜健康経営認証について

- (1) 企業が従業員の健康保持・増進に取り組み、企業の収益性やブランド力を向上させていく「健康経営」については、近年、関心をもつ事業者が増えていますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、健康経営に取り組む時間的または心理的余裕のない企業が多かったのではないかと推測しています。しかし、健康経営を通じた従業員の健康保持・増進の取組は、感染症予防につながる取組であり、このような状況においてこそ、より一層重要度が高まると考えています。そこで、今年度の横浜健康経営認証の応募に係る事業所支援及び認証実績について、また、来年度の展開について伺います。

### 14 地域ケアプラザの強化について

- (1) 地域ケアプラザは、高齢者だけではなく、子どもや障害のある方、生活に困窮されている方など、幅広い方からの相談等に対応するとともに、地域包括支援センターとして、地域包括ケアシステム推進の重要な役割を担っています。また、貸館として地域の様々な団体の活動の場や事業実施の場となっており、さらには様々な活動の支援を行う機能も有しており、地域の身近な

福祉保健の拠点としても重要な役割を担っています。

一方で、少子高齢化の進展や複雑な課題を抱える事例等の相談や対応が増加する中、運営する上で様々な課題も生じているのではないかと思います。

そこで、地域ケアプラザの運営上の課題認識について伺います。

(2) 地域ケアプラザを運営する上で様々な課題がある中で、すでに高齢者人口の多い地域にある地域ケアプラザ職員の増員や、階層別研修の実施による職員の質の向上等の取組は行われていますが、職員の負担軽減や処遇改善等の取組をさらに進め、地域ケアプラザのさらなる強化を図っていくことが必要ではないかと思います。そこで、今後こういった取組を進めていくかについて伺います。

(3) 令和2年度補正予算にて、地域ケアプラザにおいてWi-Fi設置によるICT環境整備が進み、新しい生活様式にも対応し、コロナ禍及びコロナ後を見据えた事業展開や業務改善も期待され、地域ケアプラザの強化にもつながる取組ではないかと思います。そこで、ICT環境整備を踏まえた今後の展開について伺います。

地域ケアプラザは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるようにしていくための身近で重要な施設として、市民からの期待も大きく、さらなる強化が図られることを期待しています。